



平成 30 年 3 月 14 日

各 位

本社所在地 東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
会 社 名 ブロードメディア株式会社
(コード番号: 4347)
代 表 者 代表取締役社長 橋 本 太 郎
問 合 せ 先 取 締 役 押 尾 英 明
経 営 管 理 本 部 長
電 話 番 号 03 - 6439 - 3983

平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出期限延長（再延長）に関する 承認申請書提出のお知らせ

当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に基づき、当該四半期報告書の提出期限延長（再延長）に関する承認申請書を関東財務局に提出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第 22 期（平成 30 年 3 月期）第 3 四半期報告書

（自 平成 29 年 10 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）

2. 延長前の提出期限

平成 30 年 3 月 14 日

（本来の法定提出期限は平成 30 年 2 月 14 日ですが、平成 30 年 2 月 14 日付で関東財務局より、提出期限の延長をご承認いただいております。）

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 30 年 4 月 13 日

4. 提出期限の延長（再延長）を必要とする理由

当社の連結子会社である株式会社釣りビジョンが、約 10 年間にわたり、正常な取引として売上及び費用等を認識・計上していた、映像受託制作取引に関して、「業務再委託先によって、あたかも取引が成立していたかのように装われた架空取引」であった可能性が高いことが判明いたしました。

これに伴い、過年度及び当期第 2 四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書を訂正する必要がありますが、調査及び影響額の確定に相当の時間を要することから、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限までに対象となる四半期報告書を提出することは困難であるとの判断に至り、平成 30 年 2 月 13 日付で、「四半期報告書の提出期限に係る承認申請書」を提出いたしました。

本件につきましては、平成30年2月14日付で四半期報告書の提出期限について、ご承認を頂いており、その提出期限である3月14日までに、適正意見が付された監査レビュー報告書が添付された四半期報告書を提出するべく、社内調査委員会を主体とした調査を進めておりました。

本件は業務委託先の代理人弁護士からの、業務委託先による詐欺である旨の報告から発覚していること等からも、当社では本件は業務委託先代表取締役及び取締役の2名を主犯とする詐欺事件であると認識しており、調査委員会からも、これまでの調査では釣りビジョンを含む当社グループ内には本件架空取引に加担した者はいないことが濃厚であると報告されております。

しかしながら、監査法人と当社との協議の結果、これまでの調査では内部者の関与に関する疑念が完全には払しょくできず、より慎重に判断する必要があるとの結論に至ったため、内部不正事案と同等の調査として、得意先と仕入れ先の重複調査・内部者と仕入れ先との重複調査・稟議書調査・売上推移等の分析調査・交際費調査等を追加して行う必要性が生じました。

更に、上記追加調査の発生以外に、業務委託先からの資料提出が遅れ、実際の取引であった可能性が高い案件の判別に時間が掛かったことや、結果として実際の取引であった可能性が高い案件の件数が増加したため、クライアントに対しての確認事項が当初想定よりも増加したこと、前任監査法人が会計監査人であった期間の監査状況の確認等に想定以上の時間が掛かっていること等により、現時点で調査が完了しておりません。そのため、金融商品取引法第24条の4の7第1項の提出期限までに対象となる四半期報告書を提出することは困難であるとの判断に至り、誠に遺憾ではありますが、提出期限再延長の申請を行うことといたしました。

なお、再延長後の提出に1か月を要する理由といたしましては、現監査法人からの調査委員会への追加の調査依頼の調査及び取り纏めに3週間程度、前監査法人の監査調書閲覧に2週間程度、前監査法人の監査調書閲覧後に現監査法人による過年度訂正報告書を含めた監査手続きに25日程度を要することが見込まれることによります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

株主の皆様をはじめお取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

以上

〈本件に関するお問い合わせ先〉ブロードメディア株式会社 IR担当 TEL. 03-6439-3983